

審 第 2 0 1 0 号

答 申 第 4 9 3 号

平成 3 0 年 1 月 3 1 日

千葉県教育委員会教育長

内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 1 0 月 1 9 日付け教職第 5 7 0 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 6 0 0 号

平成 2 7 年 9 月 7 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 7 月 3 1 日付け教職第 3 9 1 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年7月2日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「いわゆる「29時間講師」が配置されている県立高校の高校調査票第三表左頁（教育庁保管のもの、2015年度分）」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、平成27年度高等学校調査票第三表のうち請求に係るもの（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、平成27年7月31日付け教職第391号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成27年9月7日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立ての主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消す、との決定を求める。

## 2 異議申立ての理由

本件対象文書のうち、一部の「職名」欄には黒塗りの部分があるが、他の「職名」欄には黒塗りしていない部分もある。

また、「免許」欄の黒塗り部分がなぜ不開示となっているのか、異議申立人には理解しがたい。担当教科以外の免許を持っていることが、条例第8条第2号ただし書ハに該当しないということで「免許」欄の一部が黒塗りになっていると思われるのだが、そうであるならば、専修免許を持っていることも同様に扱われて不思議はない。そもそも、複数の教科の免許を持っている教員は、年によって担当する教科が異なる場合がある。異議申立人の推測が正しければ、同じ教員であっても年によって開示される免許が違うことになる。なんとも不可解な話である（このことは「教科情報」や「司書教諭」等にも言える）。

本件決定に係るものと比べると、過去に異議申立人が請求し、開示された高校調査表〔第三表〕（左頁）には、「職名」欄に黒塗りの部分はない。原則開示の観点から見ると、本件決定は「後退」している。一方、「免許」欄は（基準は不明確であるが）「前進」である。

いずれにせよ、本件対象文書と過去の開示請求に係る文書を比較すると、本件決定には条例適用に誤りがあることは明らかである。よって、本件決定は取り消されなければならない。

## 3 意見書の要旨

### (1) はじめに

実施機関が提出した「理由説明書」は、同じ文言「上記3のとおり、(中略)当該教職員の職務の遂行に係る情報とは認められない」を繰り返すばかりで、何の説明もしていない。しかも、繰り返す文言の根拠である「上記3」は、「教職員に関する極めて詳細な履歴を含む情報が記録されている」というものであるが、本件対象文書に記載された情報は、むしろ「教職員の職務に関する情報」というべきである。

すなわち「理由説明書」は、その体をなしておらず、これを読むと本件対象文書は、ほとんどの部分が不開示となるように思える。しかし、実際は、そのほとんどの部分が開示されている。不可解な文書である。

そこで、以下に本件対象文書の各欄の開示・不開示の当否について、意見を述べる。なお、本件対象文書においては、〇〇高校に勤務する誰それとして「特定の個人」が「識別」されているため、以下では条例第8条第2号適用の要件として「個人に関する情報」に該当するか否かだけを記すことにする。

(2) 職名欄について

条例第8条第2号ただし書は、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

本件対象文書では、まさにその開示すべき「職名」欄の記載が黒塗りになっている。「理由説明書」では、そこに「当該教職員の私事に関する情報」が記載されているという。しかし、「職名」欄に「私事に関する情報」が記載されているとは到底考えられず、実際、異議申立書に添付したとおり、従前は「(再任用)」との記載を含め、この欄の記載は全て開示されていたのである。したがって、この部分の不開示を維持しようとするならば、きちんと「理由説明」をすべきである。

この意味においても「理由説明書」は、その体をなしていない。

(3) その他の欄について

ア 番号は、個人に関する情報ではない。よって、開示は妥当。

イ 職名については、上記(2)のとおり。

ウ 氏名は、ただし書ハに該当する。よって、開示は妥当。

エ 職員コードは、県(県教委)が職務遂行上付与したものであり(住所、電話番号等と異なり、“マイナンバー”とも異なる)、個人に関する情報ではない。よって、不開示は不当。

オ 性別は、個人に関する情報であり、職務遂行の内容に係る情報ともいえないので、不開示は妥当。しかし、フォーラム異議第4003号(2015年2月17日付け)で指摘したとおり、性別が開示された例もあるので、職務遂行の内容に係る情報の場合もあるかもしれない。

カ 年齢は、個人に関する情報であり、職務遂行の内容に係る情報ともいえないので、不開示は妥当。なお、年齢についても「当該教職員の同僚、知人その他

の関係者を含め、通常他人に知られたくないと考えられる当該教職員の私事に関する情報」であるとして、ひとくくりに論ずるのは怠慢にもほどがある。

キ 現在在籍年数は、個人に関する情報というよりも、県（県教委）の配置に係る情報であり、職務遂行の内容に係る情報というべきである。よって、不開示は不当。

ク 在籍年数は、上記キと同様である。実施機関は、「年齢を推定できる可能性がある」と説明する場合があるが、採用された年齢は必ずしも同一ではなく、特に教員においては、数年講師等として勤務した後に採用されることも多く、この説明を採ることはできない。よって、不開示は不当。

ケ 免許は、県（県教委）の採用に係る情報であり、職務遂行の内容に係る情報である。よって、不開示は不当。なお、このように異議申立人は、全ての免許部分の開示を求めるものであるが、本件対象文書においては、「専修免許」部分の開示と他免許部分の不開示との整合性に疑問が残る。また、情報の授業を担当していなくても、教科情報の免許を有する旨開示された例がある。

コ 資格は、個人に関する情報であるが、職務遂行の内容に係る情報は開示すべきである。本件対象文書だけでは、当該資格と職務遂行との関係が不明であるため、開示・不開示の妥当性については不明。

サ 主な担当教科から部活・同好会等顧問までについては、職務遂行の内容に係る情報であり、開示は妥当。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 本件請求及び本件対象文書の特定について

本件請求に対して、実施機関は、平成27年度高等学校調査表による調査について（報告）第三表左頁のうち学校支援のための非常勤講師が配置されている31校分の上記表を本件対象文書として特定し、条例第8条第2号に該当するとして本件決定を行った。

##### 2 本件対象文書の内容について

(1) 本件対象文書を含む高等学校調査表による調査について（報告）という行政文書は、特に下記ウにおいて、人事異動等高等学校の教育行政上の基礎資料として、

教職員に関する極めて詳細な履歴を含む情報が記録されている人事を管理するために作成された行政文書であって、教育庁教育振興部教職員課長が各県立高等学校長に依頼し、当該学校長が報告したものである。

そして、本件対象文書を含む高等学校調査表による調査について（報告）という行政文書は、次に掲げる文書で構成され、当該文書の内容は当該文書に応じて、次に掲げるとおりである。

ア 高等学校調査表〔第一表〕 生徒数に係る調査表

イ 高等学校調査表〔第二表〕 在学する生徒における市町村別の分布状況に係る調査表

ウ 高等学校調査表〔第三表〕 教職員に係る調査表

エ 高等学校調査表〔第四表〕 職員の構成に係る調査表

(2) 上記(1)ウは次に掲げる頁に応じて、次に掲げる欄で構成されており、本件対象文書は下記アである。

ア 左頁 高等学校の名称、学校番号、電話番号、ファクシミリ番号、課程、番号、職名、氏名、職員コード、性別、年度末年齢（歳）、現在校在籍年数、在籍年数、免許（高校、教科情報及び中学特別支援の欄で構成されている。）、資格（司書教諭、社教主事及び栄養士・管理栄養士・社教主事・学芸員・看護師等の欄で構成されている。）、主な担当教科、担当授業（科目（時数）、合計時数及びTT時数の欄で構成されている。）、校務分掌（役職名）、所属学科、専門種目（体育のみ）、所属学年、クラス担任（正副）及び部活・同好会等顧問（付加情報）

イ 右頁 高等学校の名称、学校番号、電話番号、ファクシミリ番号、課程、番号、氏名、旧姓、生年月日、郵便番号、現住所、主な通勤手段、通勤所要時間（分）、住居関係公借自等、最寄駅（駅名、交通手段及び時間（分）の欄で構成されている。）、配偶者等（職員コード及び勤務先名称（県内公立教育機関）の欄で構成されている。）、前任校、出身学校名（大学院・大学（年制）・学部・学科、高校（小・中）の欄で構成されている。）及び備考

### 3 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

本件不開示部分については、既に開示している教職員の氏名とともに一体として本件対象文書に記録されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第8条第2号本文に該当する。

(2) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

ア 本件不開示部分のうち職名の欄に記録され不開示とした情報については、何人に対しても等しく情報を公開することを定めている法令等はなく、現に刊行物、新聞の報道等により公にされている事実はないことから、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

イ 一般的には、個人が取得した免許及び資格に係る情報は、条例第8条第2号本文に規定する不開示とする情報に該当する。

また、本件不開示部分のうち免許及び資格の欄に記録され不開示とした情報については、何人に対しても等しく情報を公開することを定めている法令等はなく、現に刊行物、新聞の報道等により公にされている事実はないことから、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

ウ 本件不開示部分のうち上記ア及びイ以外の欄に記録され不開示とした情報については、何人に対しても等しく情報を公開することを定めている法令等はなく、現に刊行物、新聞の報道等により公にされている事実はないことから、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

(3) 条例第8条第2号ただし書ロ該当性について

本件不開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、条例第8条第2号ただし書ロに該当しない。

(4) 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

ア 上記2のとおり、本件対象文書は教職員に関する極めて詳細な履歴を含む情報が記録されており、人事を管理する必要から作成されたものであり、本件不開示部分のうち職名の欄に記録され不開示とした情報については、当該教職員の同僚、知人その他の関係者を含め、通常他人に知られたくないと考えられる当該教職員の私事に関する情報であって、具体的な職務の遂行と直接に関連を有するものではなく、当該教職員の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。

イ 一般的には、個人が取得した免許及び資格に係る情報は、条例第8条第2号本文に規定する不開示とする情報に該当する。

また、上記2のとおり、本件対象文書は教職員に関する極めて詳細な履歴を含む情報が記録されており、人事を管理する必要から作成されたものであり、本件不開示部分のうち免許及び資格の欄に記録され不開示とした情報については、当該教職員の同僚、知人その他の関係者を含め、通常他人に知られたくないと考えられる当該教職員の私事に関する情報であって、具体的な職務の遂行と直接に関連を有するものではなく、当該教職員の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。

ウ 上記2のとおり、本件対象文書は教職員に関する極めて詳細な履歴を含む情報が記録されており、人事を管理する必要から作成されたものであり、本件不開示部分のうち上記ア及びイ以外の欄に記録され不開示とした情報については、当該教職員の同僚、知人その他の関係者を含め、通常他人に知られたくないと考えられる当該教職員の私事に関する情報であって、具体的な職務の遂行と直接に関連を有するものではなく、当該教職員の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。

#### (5) 条例第8条第2号ただし書ニ該当性について

本件不開示部分については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないため、条例第8条第2号ただし書ニに該当するとは認められない。

#### 4 異議申立ての理由について

異議申立人は、一部「職名」欄には黒塗り部分があるが、他の「職名」欄には黒塗りしていない部分があると主張するが、開示した行政文書のうち誤りがあった

箇所については、平成27年11月18日付けで異議申立人に差替えを依頼したところである。

異議申立人は、その他種々主張しているが、実施機関の説明は上記2から4までのとおりである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成27年度高等学校調査表（以下「調査表」という。）第三表左頁のうち、学校支援のための非常勤講師が配置されている31校分である。

調査表は、第4の2（1）のとおり人事異動等の教育行政上の基礎資料であり、調査表第一表ないし第四表で構成されており、同第三表は、教職員に関する調査表であり、教職員ごとに左頁及び右頁それぞれに第4の2（2）の情報が記載されている。

実施機関は、調査表第三表において、職名欄に記載された勤務時間等に関する記述、職員コード、性別、年度末年齢、現在校在籍年数、在籍年数並びに免許及び資格を条例第8条第2号に該当するとして不開示とし、本件決定を行った。

そこで、実施機関の本件決定の妥当性について、以下検討する。

#### (1) 条例第8条第2号本文前段該当性について

本件対象文書は、第4の2（2）アのとおり各欄から構成される表形式の文書であって、各行に教職員の氏名が記載されていることから、各行それぞれが全体として、当該教職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号本文前段に該当する。

#### (2) 条例第8条第2号ただし書該当性について

##### ア 勤務時間等に関する記述

当審査会が本件対象文書を見分したところ、職名欄に記載された情報のうち、不開示とされた情報は、当該教職員の勤務時間の長短を示す情報等であることが認められた。

上記情報は、いずれも、当該教職員の私事に関する情報であり、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### イ 職員コード

職員コードとは、当該教職員に個別に割り振られた8ケタの数字であり、これは、人事管理のために個人に割り振られた数字にすぎないことから、上記情報は、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 性別、年度末年齢、現在校在籍年数及び在籍年数

性別、年度末年齢、現在校在籍年数及び在籍年数は、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### エ 免許及び資格

(ア) 本件対象文書のうち、免許欄は、高校、教科情報及び中学特別支援の各欄から構成されており、それぞれ、当該教職員が、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）に基づいて授与された免許状に関する種類及び教科名が記載されている。

実施機関は、免許欄に記載された情報のうち、校長、副校長及び教頭（以下「校長等」という。）の教科情報欄及び中学特別支援欄に記載されている情報全て、教諭、養護教諭及び臨時的任用講師（以下「教諭等」という。）の現に担当している教科に対応する免許状の教科以外の情報全て、並びに実習助手、技師及び事務職員（以下「実習助手等」という。）の免許欄に記載されている情報全てを不開示としたことが認められる。

実施機関が不開示としている校長等及び教諭等の免許情報は、本件対象文書作成日である平成27年5月1日現在での当該校長等及び教諭等の具体的な職務の遂行との直接の関連性を有する情報とはいえ、同号ただし書ハに該当

しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

なお、実施機関は、高校欄に記載されている校長等の免許情報及び教諭等の現に担当している教科に対応する免許状の教科情報を開示していることが認められるが、これらの情報は、校長等及び教諭等が行う教育活動の正当性を担保する情報であると同時に、県立学校の校長等及び教諭等としての教育活動という公務員の職務遂行の正当性を担保する情報であることから（免許法第3条及び第4条並びに学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第20条及び第23条参照）、実施機関がこれら情報を開示したことは妥当であって、このことと実施機関が現に担当していない教科に対応する免許状の教科情報を不開示としたことに齟齬はない。

(イ) 次に、実習助手等には免許状は必要でないことから、実習助手等の免許情報は、当該実習助手等の職務遂行に係る情報とはいえず、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 本件対象文書のうち、資格欄は、司書教諭欄、社教主事欄及び栄養士・管理栄養士・社教主事・学芸員・看護師等の各欄から構成されており、それぞれに各教職員が取得した資格情報が記載されている。

実施機関は、司書教諭欄のうち現に担当している司書教諭以外の情報全て、社教主事欄の全て及び栄養士・管理栄養士・社教主事・学芸員・看護師等欄のうち現に担当している栄養士以外の情報全てを不開示としたことが認められた。

実施機関が不開示としたこれらの情報は、いずれも、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえず、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

## 2 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 3 結論

よって、実施機関の決定は、妥当である。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月19日	諮問書の受理
平成27年12月 7日	実施機関の理由説明書の受理
平成28年 1月19日	異議申立人から意見書の受理
平成29年10月25日	審議
平成29年11月22日	審議

(参考)

### 千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)